

広域連携の推進について

水道事業基盤強化方策検討会の報告書抜粋

2.経営基盤強化について

(6)都道府県営水道事業の位置付けの明確化

上記のように広域的に水道事業を実施することには利点があり、現に都道府県営水道事業や、水道事業を都道府県単位で統合する取組もあることを踏まえ、水道事業について、市町村に加え、都道府県も主要な経営主体として位置づけることを検討すべきである。

現 状

○現行の水道法は、水道事業は原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営営することができることとされている。

⇒現在でも都道府県は水道事業を営営することが可能。

◎水道法(昭和32年法律第177号)(抄)

(事業の認可及び経営主体)

第六条 水道事業を営営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営営することができるものとする。

主な論点

○都道府県を水道行政の中でどう位置づけるべきか。市町村経営原則をどう扱うべきか。

・市町村経営原則を維持しつつ、都道府県が経営主体となる場合としてどのような場合が考えられるのか。

①給水区域が複数市町村の給水区域にまたがる場合

(都道府県営水道用水供給事業を営営する都道府県と末端水道事業が統合する場合(垂直統合)を含む。)

②給水区域の市町村の規模その他を勘案して都道府県が営営することが適当と認められる場合

・市町村は、一部事務組合の設置による水道事業の営営や他の水道事業者との連携による事務の実施ができる旨を明確にしてはどうか。

※加えて、都道府県は、都道府県下の水道事業者等の事業基盤が強化されるよう、事業者間の連携を支援する等、都道府県下の水道事業の持続性を図る施策を講じなければならないこととしてはどうか。

水道事業基盤強化方策検討会の報告書抜粋

2. 経営基盤強化について

(2) 広域連携の推進

(国の役割)

水道事業者間の連携は水道の持続性を高めるために重要な取組であることから、国は、都道府県による広域的な連携の推進の取組状況について定期的なフォローアップを行い、広域連携のあるべき方向性について示す等により、都道府県の認識を高め、その取組を後押しすべきである。その際には、都道府県に対し、広域連携の好事例や課題について情報提供を行い、全国的な共有化を図るとともに、職員派遣等の取組に対して財政支援すること等を検討すべきである。

(都道府県の役割)

市町村を包括する広域の地方公共団体であり、広域にわたる事務や市町村に対する連絡調整に関する事務を担う立場にある都道府県が、関係市町村による協議の場を設定する、自ら連携の鍵となる人材を供給する又は事業者等との交流を通じて発掘するなど、地域の連携の推進役を担うことが重要である。

(3) 都道府県の機能の強化

都道府県下の水道事業者の連携強化を図りやすくなるよう、都道府県に、以下の権限等を付与すべきである。

1) 協議会の設置

都道府県は、都道府県下の水道事業者の連携を図るため、協議会を設置することができることとし、協議会の構成員は協議会の決定事項を尊重する義務を負うものとする。

また、市町村からの要請を受けた場合には都道府県は協議会を設置しなければならないものとするとも検討すること。

2) 都道府県による財政支援

都道府県は、都道府県下の水道事業者に対し、国から交付された交付金の交付事務を引き続き担うこと(平成27年度から実施)。加えて、水道事業者の支援を行おうとする都道府県の取組が円滑に進むよう、都道府県が独自に水道事業者に対して財政支援を行える枠組を設けること。

3) 都道府県主導による水道事業基盤強化計画の策定

地方公共団体の要請を受けて都道府県が策定する広域的水道整備計画(水道法第5条の2)とは別に、要請がなくとも都道府県が自発的に、広域連携の推進等による水道事業の基盤強化に関する具体的な計画を関係地方公共団体と協議の上で策定できるものとする。

(4) 事業統合の方向性

(水道用水供給事業と水道事業の統合の推進)

水道用水供給事業と受水水道事業の統合は、水源から給水栓までの一元管理が実現され、安全な飲料水を常時供給し続けるために有効であるとともに、既に施設がつながっているため施設の統廃合が行いやすい、水道用水供給事業の所有する水源や浄水場等と受水事業者が所有する施設との再編により合理的な施設利用が図られるなど統合の利点が多いと期待されることを踏まえ、水道用水供給事業を地域の水道事業の統合の核として、積極的に推進すべきである。

現状

- 水道法上、給水人口5万人以下の水道事業者に対する認可等の権限を都道府県に付与。
- 広域的な観点での権限は、広域的水道整備計画の策定権限を付与。
但し、市町村等からの要請が必要。
- 都道府県がイニシアティブをとって広域化等を推進するため、給水人口5万人を超える水道事業についても、平成28年4月から、厚生労働大臣の指定を受けた都道府県（現在大阪府を指定）に対して、都道府県内で水利調整が完結する等の条件を満たした場合について、認可及びそれに付随する権限が移譲されることとなった。（「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）」）

主な論点

- 広域連携を推進するために、都道府県の機能についてどう考えるか。
- 広域連携の有力な一方策であると考えられる水道用水供給事業と受水水道事業の統合をどう推進すべきか。
- 国は都道府県の実行や水道事業者の実行をどう支援すべきか。

広域連携の推進、施設の更新・耐震化等による水道事業の基盤強化をさらに進めるため、以下の枠組みを追加してはどうか。

○国は、水道事業の基盤強化を図るための基本的な方針を定め、公表するものとしてはどうか。

(内容)

- ・施設の計画的更新・耐震化の促進、広域連携（統合、人材派遣、水質の共同管理等）の推進に関する基本的事項
- ・水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）間等の統合に関する基本的な事項・よるべき基準

○国は、国が保有する情報を都道府県・市町村に対し積極的に提供等することとしてはどうか。

○都道府県は、水道事業等の広域的な連携を図るための協議の場を設けることができることとしてはどうか。

(次頁参照)

○都道府県は、国の定める基本的な方針に基づき、市町村からの要請がなくとも、水道事業の基盤強化を図るための計画を策定できることとしてはどうか。

(内容)

- ・都道府県内の水道事業者等が行う水道施設の計画的な更新及び耐震化の促進等に関する事項
- ・都道府県内の水道事業者等が行う広域連携による水道事業の大規模化・人材確保の推進等に関する事項
- ・統合を検討する事業者の組合せ

○その際、関係市町村の了解を得るような仕組みが必要か。

○統合を検討するとされた事業者は、協議により、統合の計画を作成するものとしてはどうか。

(内容)

- ・統合に関する基本方針
- ・統合に係る施設整備等に関する事項
- ・統合後の水道事業

○水道事業の基盤強化を図るための計画や統合の計画は公表することが適当ではないか。

広域連携の推進等による水道事業の基盤強化のための枠組みの考え方(案) (協議会のイメージ(案))

【趣旨・内容】

- 料金や財政状況、施設整備水準等の水道事業者間の格差が阻害要因となり、水道事業者自らが広域連携の検討の契機を捉えられない現状があることから、広域連携の足掛かりを与える推進役として都道府県の積極的な関与が期待されている。
- また、都道府県側からも、都道府県が主催する協議の場の重要性が指摘されている。
- こうしたことから、都道府県が主体となり、水道事業者・水道用水供給事業者を構成員として、広域的な連携による事業運営の効率化を協議するための場を設けることができることとしてはどうか。
- 構成員には、必要に応じ、学識経験者等を追加することができることとしてはどうか。
- 協議会における協議が整った事項については、構成員は協議結果を尊重しなければならないこととしてはどうか。

【協議会の構成のイメージ】

- 地域の実情に応じて、様々な構成員・規模が考えられ、都道府県内の広域連携を図るブロックごとに複数設置することも考えられる。

< 構成員の例1 >

都道府県

水道行政担当課、市町村担当課、広域連携担当課等

市町村等

都道府県内の全水道事業者・水道用水供給事業者
(都道府県の企業局等を含む)

学識経験者

水道事業経営の効率化に関する知識を有する者等

< 構成員の例2 >

都道府県

水道行政担当課等

市町村等

Aブロックの水道事業者・水道用水供給事業者
(都道府県の企業局等を含む)

※ブロックごとに複数の協議会が設置されるイメージ。

水道法における国・都道府県・市町村の役割

- 水道法は水道事業者に対する都道府県の権限として、水道事業等の認可等の権限を付与。
- 広域的な観点での権限は市町村からの要請が必要な広域的水道整備計画の策定権限を付与。

	国	都道府県	市町村
責務	水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じる。(第2条第1項)		
	水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努める。(第2条の2第2項)	・地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努める。(第2条の2第1項)	
水道事業・水道用水供給事業の認可等/水道事業・水道用水供給事業の経営	○水道事業・水道用水供給事業の認可等 水道事業者等の規模に応じ、国(給水人口5万人超等)及び都道府県(給水人口5万人以下等)に水道事業等の認可の権限が与えられており、認可権者として、事業者への報告徴収・立入検査等の権限も与えられている。(第6条第1項、第39条第1項等)		○水道事業・水道用水供給事業の経営 水道事業は原則、市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができる。(第6条第2項) ※市町村単独事業ではなく、一部事務組合を設け、水道事業の広域化を図っている場合もある。
広域的水道整備計画の策定	—	広域的水道整備計画の策定。 ※都道府県知事は、市町村(一部事務組合や都道府県営である場合を含む。)から要求があった場合には当該計画を定める。 (第5条の2第2項)	都道府県知事に対する広域的水道整備計画の策定要請。 (第5条の2第1項)
合理化の勧告	複数の水道事業者等に対し、事業を一体として経営すること等が当該事業の現状等から合理的であり、著しく公共の利益を増進すると認めるときは、その旨勧告ができる。(第41条) 合理化後の事業規模に応じ、国又は都道府県に権限が与えられている。		—

・地方分権改革の一環として、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)」に基づき、給水人口5万人を超える水道事業についても、平成28年4月から、厚生労働大臣の指定を受けた都道府県(現在大阪府を指定)に対して、都道府県内で水利調整が完結する等の条件を満たしたもののについて、認可及びそれに付随する権限が移譲されることとなった。

地方自治法における国・都道府県・市町村の役割

国	都道府県	市町村
<p>国が本来果たすべき役割を重点的に担うものとし、次の3類型を例示。</p> <p>①国際社会における国家としての存立にかかわる事務</p> <p>②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務</p> <p>③全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策</p> <p>地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。 (第1条の2第2項)</p>	<p>市町村を包括する広域の地方公共団体として、以下の事務を処理。</p> <p>①広域にわたるもの</p> <p>②市町村に関する連絡調整に関するもの</p> <p>③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるもの (第2条第5項)</p>	<p>基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、「地域における事務及び法令で定められたその他の事務」を処理。 (第2条第2項)</p>

※地方公共団体は、一部事務組合を設けることができる。
 ※一部事務組合：事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける組合。
 (第284条第2項)

水道事業の基盤強化を図るための計画(案)と広域的水道整備計画の関係について

	水道事業の基盤強化を図るための計画 (案)	広域的水道整備計画 (現行法5条の2)
計画趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が、管内の水道事業者における広域連携の推進、施設の更新・耐震化等による水道事業の基盤強化の取組を促進するため、都道府県が主導して策定するもの。 ○計画に従い水道事業者が実施する施設整備・人材派遣等への財政支援を想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高度経済成長期の水道整備拡張の背景の中で、水道の広域的な整備を円滑に推進するため、市町村からの要請に基づき都道府県が策定するもの。 ○計画に基づく広域的水道整備事業について法律補助による財政支援を実施。
策定手法	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村からの要請がなくとも都道府県が策定。 ○関係自治体の了解を得るような仕組みが必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村からの要請により都道府県が策定。 ○関係自治体との協議、都道府県議会の同意が必要。 ○国に計画の届出。 ○国は必要な助言又は勧告を行うことができる。
主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ①基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標及び期間 ②水道施設の計画的な更新及び耐震化の促進等に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・現状、問題点、方策、統合事業者の組合せ等 ③水道事業等の広域連携（事業統合、経営統合、人材派遣、水質の共同管理等）による水道事業の大規模化・人材確保等の推進に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・現状、問題点、方策等 ④統合対象事業者の組合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ①水道の広域的な整備に関する基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の目標及び期間、方策を含む ②広域的水道整備計画の区域 <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の範囲、現状と問題点、水需要の見通し ③根幹的施設の配置等 <ul style="list-style-type: none"> ・根幹的施設の規模、配置、維持管理、財政等

都道府県営の水道事業について

都道府県名	創設年次	給水人口	給水区域	創設理由
千葉県	昭和9年	3,238,000	千葉市(一部除く)、市川市、船橋市(一部除く)、松戸市(一部除く)、成田市(一部除く)、習志野市(一部除く)、市原市(一部除く)、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市(一部除く)	昭和初期の県下の水道普及率は低く、水質が悪いことなどから、伝染病が続発し、火災による損害も甚だしかった。このような実情から当時の県知事が広域的観点にたった県営上水道計画を策定し、関係市町村の同意、県議会議員や学識経験者等による審議を経て、「経営の合理化、経済及び技術的見地から県営事業として実施することを適当とする。」との結論が得られ、県営水道の創設となった。
東京都	明治23年	13,190,000	東京都区部、小平市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、小金井市、日野市、東村山市、西東京市、多摩市、稲城市、瑞穂町、町田市、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、府中市、東久留米市、立川市、調布市、三鷹市、あきる野市の一部、八王子市(一部除く)、日の出町(一部除く)、青梅市(一部除く)、奥多摩町(一部除く)	創設時は、市制がしかれており東京市(現在の区部相当)であったことから東京市に対し認可が認められた。現在は、東京都が水道事業を継承し、多摩地区等の市町村からの要望を受け、事業を拡張していった。
神奈川県	昭和8年	2,886,100	相模原市(一部除く)、鎌倉市、逗子市、葉山町、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、平塚市、大磯町、二宮町、小田原市の一部、厚木市、愛川町(一部除く)、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、大和市	創設当時の各市町村(1市9町)では水源を市町村単独で確保することは困難であったことより、各市町村から県営水道創設の要望があったため設立。
神奈川県 (箱根)	昭和31年	10,900	箱根町(一部除く)	創設前は民営、村営の簡易水道が経営されていたが、施設能力や水量に問題があり、地元の1町3村から県営水道創設の要望があり創設した。現在は市町村統合により箱根町1町となっている。
長野県	昭和37年	200,700	長野市(一部除く)、上田市(一部除く)、千曲市(一部除く)、坂城町	創設前は、千曲川沿岸の市町村は伏流水や地下水からの取水に頼っていたが、水質に課題があった。こうしたなか、県が広域水道の計画を作成し、関係市町村(2市6町2村)から要望、審議会の答申を経て、県営水道が4上水道35簡易水道を統合し、千曲川の表流水を水源として創設された。現在は市町村合併により3市の一部及び1町を給水区域としている。

水道事業の広域連携の推進の取組

○ 運営基盤が脆弱な小規模水道事業体が多いことから、水道事業の統合を含めた広域連携を推進することが必要であり、これまでも、国において、手引き等を作成し支援を行っているが、未だに給水人口が5万人未満の小規模な事業体が多数存在している。

- ・水道広域化検討の手引き（平成20年度）
- ・水道事業統合及び施設の統廃合・再構築の事例集（平成21年度）
- ・水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成23年度）
- ・水道事業における広域化事例及び広域化に向けた検討事例集（平成25年度）

近年における事業体統合事例

統合年次	認可区分	統合した事業	統合後の事業体名
平成18年4月	都道府県 国	滝川市水道事業、砂川市水道事業、歌志内市水道事業、奈井江町水道事業 中空知広域水道用水供給事業	中空知広域水道企業団
平成21年12月	都道府県 国	福津市水道事業（福津、津屋崎） 宗像市水道事業、宗像地区事務組合（用供）	宗像地区事務組合
平成22年4月	都道府県 国	淡路市水道事業 洲本市水道事業、南あわじ市水道事業、淡路広域用水供給事業	淡路広域水道企業団
平成24年10月	都道府県 国	水巻町水道事業 北九州市水道事業	北九州市
平成26年4月	都道府県 国	紫波町水道事業 北上市水道事業、花巻市水道事業、岩手中部広域水道用水供給事業	岩手中部水道企業団

事業体数 (上水道)の推移

※()内は給水人口5万人未満の事業体数

	H15	H21	H22	H23	H24	H25
市町村営	1847(1432)	1457(1018)	1377(937)	1367(927)	1352(914)	1338(899)
一部事務組合	74(27)	48(21)	48(20)	48(20)	48(20)	49(21)
都道府県営	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)
民営	10(10)	9(9)	9(9)	9(9)	9(9)	9(9)
計	1936(1470)	1519(1049)	1439(967)	1429(957)	1414(944)	1401(930)

都道府県が中心となって 広域化(広域連携を含む)を検討している事例

都道府県名	経緯	検討内容	都道府県の関わり方
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年8月「神奈川県内水道事業検討委員会」により、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の5事業者を対象として、将来(概ね30年後)の県内水道事業のあるべき姿の構想を取りまとめた。 平成27年6月、水道事業の広域化を検討するため、政策局に水政室を設置。 	<p>浄水場の統廃合(15箇所から8~9箇所へ)により、将来の水需要に合わせた適正な規模への縮小や、事故・災害時にバックアップが可能な施設配置、CO2排出量の削減を目指した上流取水など、5事業者の水道システムの再構築を図っていく。</p> <p>事業者の規模や地理的要件などに応じて広域化に向けた検討を実施。小規模事業者が多く集まっている県西部の地域を対象に検討会を設置し、官民連携による包括委託の導入や、それを活用した広域化の実現方策について検討し、水道事業の経営基盤強化を図っていく。</p>	<p>一事業体として連携に参画。 県が主導して広域化を検討。</p>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年3月 府の広域的な水道整備の方向を明らかにした上で、府域全体の水道整備に関する基本的な構想を定める「おおさか水道ビジョン」を策定(目標:平成42年度)。 平成28年度 企業団と計画区域内市町村が協力し、合理的な水の利用と施設の効率的な運用を図り、広域的かつ計画的に水道を整備するための「広域的な水道整備計画」の改定予定(目標:平成37年度)。 	<p>大阪市を除く全域に大阪広域水道企業団を通じた広域的な水道システム(用水供給)が整備されていることから、この特徴を生かした運営基盤の強化策として、大阪広域水道企業団を核とした府域水道の更なる広域化の推進することとし、大阪市を含む府域一水道を目指す。</p>	<p>ビジョン、広域的整備計画を策定し広域化を促進。</p>
香川県	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月 香川県及び16市町が広域化方針を了承。 平成27年4月 広域水道事業体設立準備協議会を設置予定。 	<p>県内一水道を目指し、平成29~30年を目標に企業団を設立する。</p>	<p>協議会を設置し、広域化を推進。</p>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年11月 沖縄県及び本島周辺離島8村が水道広域化へ基本合意(覚書締結) 	<p>平成33年度までに、県企業局が離島8村において水道用水供給事業を拡大実施する。次の段階で、統合の検討を行う予定。</p>	<p>県が中心となって県の水道事業の広域化を推進。</p>

生活基盤施設耐震化等交付金（現行の財政措置）について

平成26年度補正予算	215億円	平成27年度当初予算	50億円
平成27年度補正予算	250億円	平成28年度当初予算	130億円

市町村分（都道府県から交付）

○水道事業運営基盤強化推進等事業（交付率：1/4、1/3等）

都道府県水道ビジョン等に基づき3以上の水道事業者が広域化するにあたり、必要となる水道施設に対する経費の一部を交付。

○水道施設等耐震化事業（交付率：4/10、1/2、1/3、1/4）

都道府県がとりまとめた耐震化等に関する事業計画に基づく耐震化対策に要する経費の一部を交付。

（対象施設）

水道施設、保健衛生施設等

○官民連携等基盤強化推進事業（交付率：1/3）

水道事業における官民連携の導入に向けた調査、計画の作成等に要する経費の一部を交付。

都道府県分

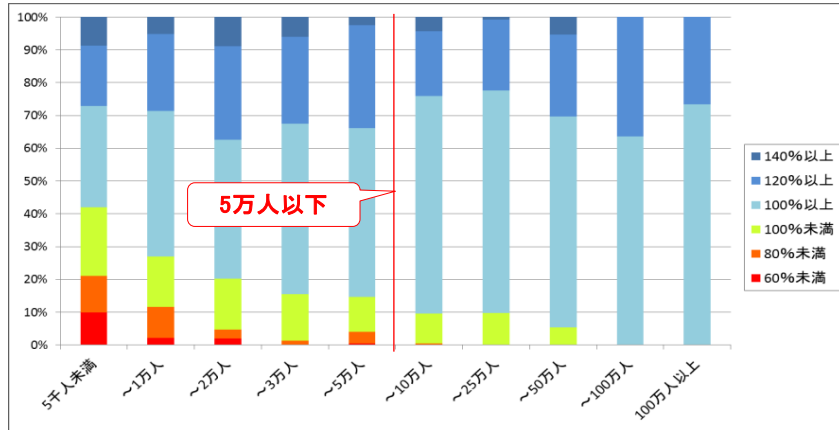
○指導監督交付金（交付率：1/2）

事業の円滑な運営及び適切な執行を図るために行う指導監督等の事務に要する経費の一部を交付。

事業規模(給水人口)別の経営指標の比較

① 営業収支比率(%)

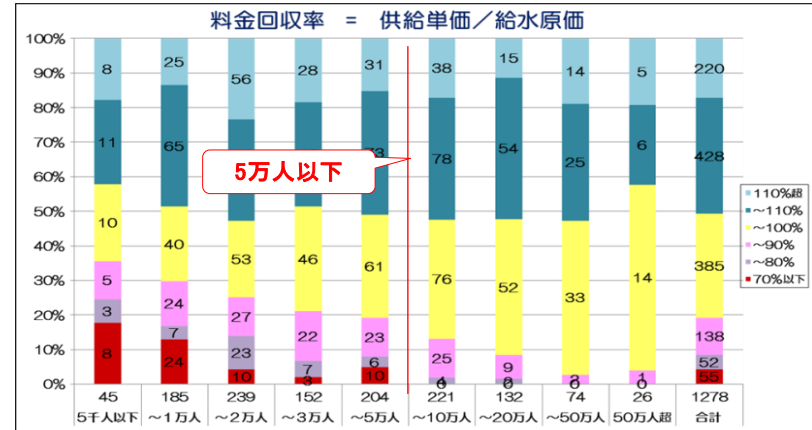
- ・営業収益－受託工事利益／営業費用－受託工事費用
- ・企業本来の活動に結びつかない収支を除外した指標(100%以上であれば本業で黒字経営)



(出典:総務省「平成24年度地方公営企業年鑑」データより)

② 料金回収率(%)

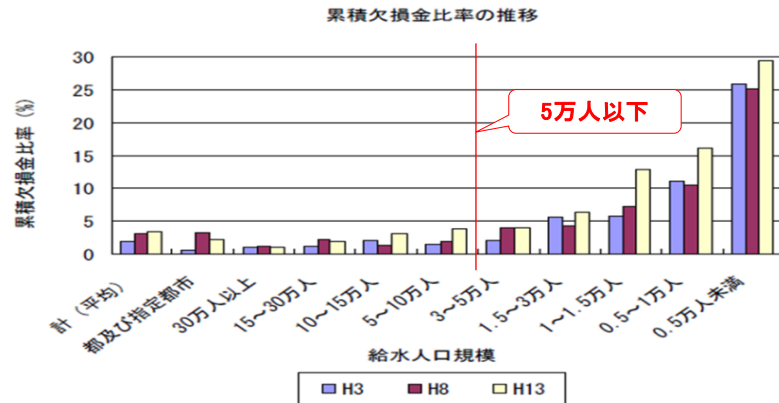
- ・供給単価／給水原価
- ・給水費用が給水収益でどの程度賄えているかの指標(100%を下回っていると給水収益以外の収入で賄われている)



(出典:総務省「平成24年度地方公営企業年鑑」データより)

③ 累積欠損金比率(%)

- ・当年度未処理欠損金／営業収益－受託工事収益
- ・補填できずに累積した損失(0%より高い場合は経営の健全性に課題あり)

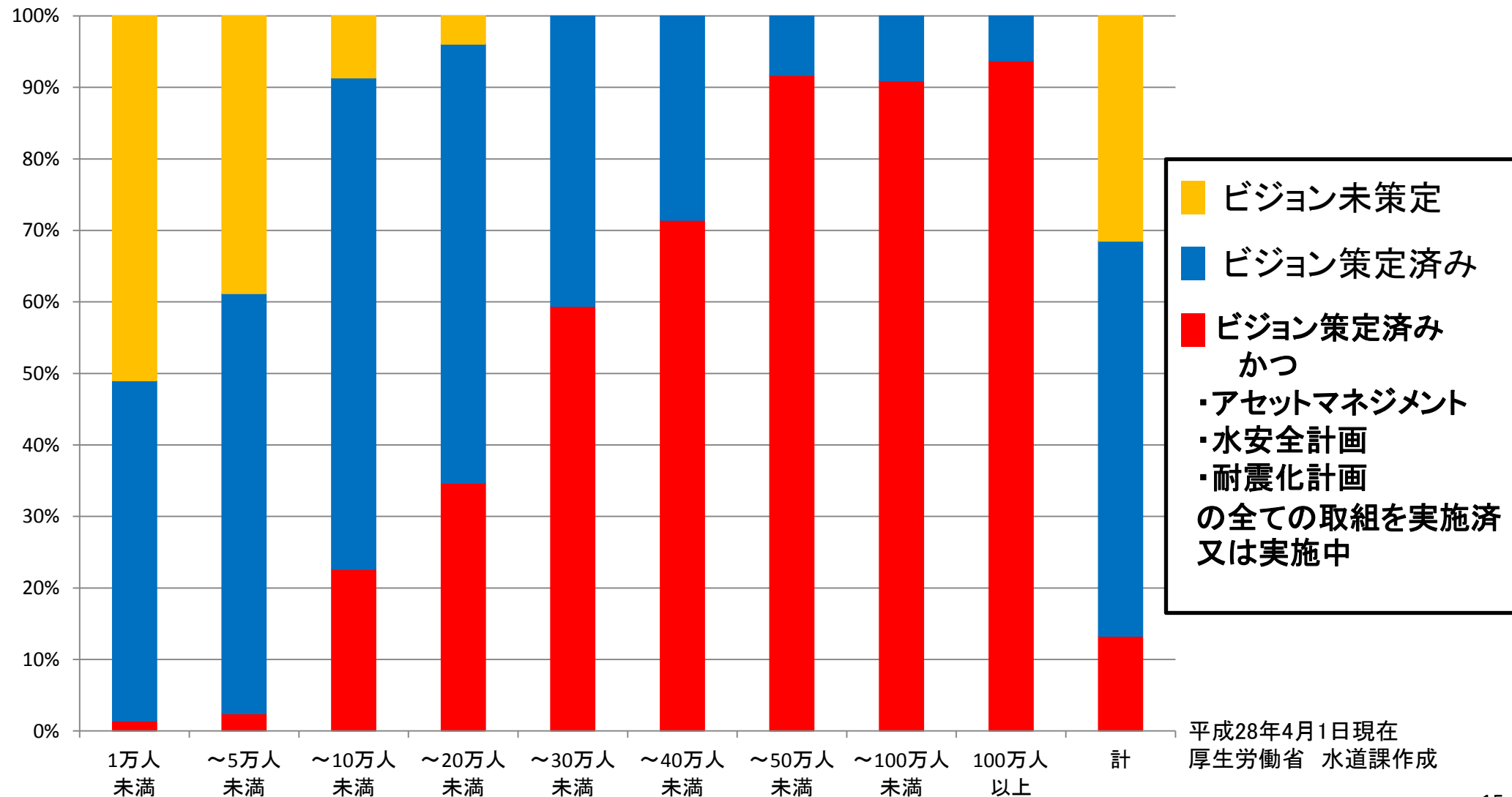


(出典:日本水道協会「平成13年度水道事業経営指標」データより)

水道事業の経営分析については、複数の指標を総合的に勘案する必要があるが、概して、**事業規模が小さくなるほど、経営指標が悪化する傾向にあり、長期的に安定した事業経営を継続するのが困難な現状が推測される。**

事業規模(給水人口)別の水道事業ビジョン等の策定状況

○事業規模が小さい(特に給水人口5万人未満)ほど、長期的視野に立った水道事業ビジョンの策定や計画的な施設の更新・耐震化等の課題に自力で取り組むことが困難であると推測される。

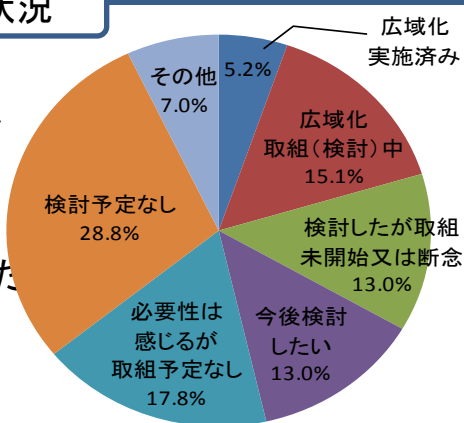


水道広域化が進まない要因

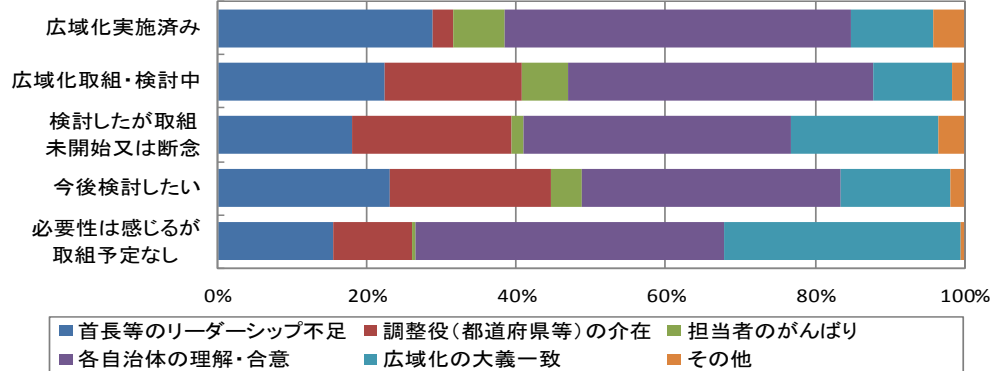
- ✓ 全体の6割が広域化の必要性を理解するものの、広域化の取組(検討)を行っているのは2割程度。
- ✓ 阻害要因としては、料金や財政状況、施設整備水準等の事業体間格差が課題となっている。
- ✓ 事業体自身が**広域化検討の契機を捉えられない**状況にあることから、**広域化の足掛りを与える推進役として都道府県の積極的な関与**が望まれる。

広域化に向けた取組(検討)状況

- ・ 現在、広域化に向けた取組(検討)を行っていない事業体が、全体の約7割。
- ・ 広域化の必要性を感じつつも、全体の約5割が、広域化に向けた取組(検討)予定がないとしている。



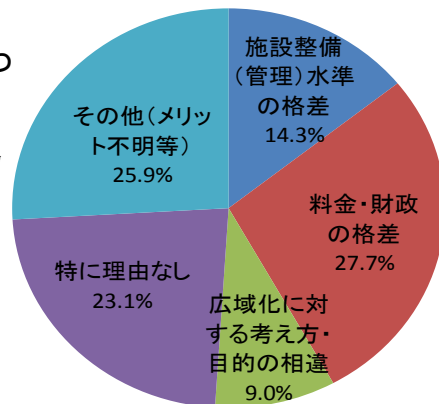
検討を進める上で重要な点



広域化検討の阻害要因

- ・ 広域化に取り組んでいない事業体では、料金格差など事業体間の格差が、検討を進めるにあたっての阻害要因と感じている。
- ・ 一方、特に理由はない及びメリットが不明とする意見があり、広域化を検討しようとする動機を見出せない事業体も見られる。

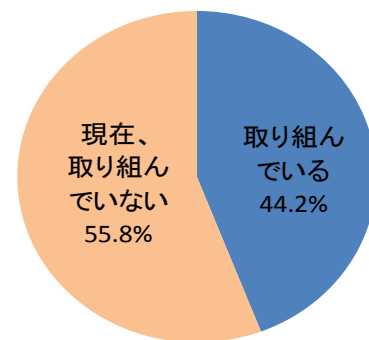
広域化に取り組んでいない事業体が考える阻害要因



広域化の推進役

- ・ 広域化に向けた事業体の機運や要請がないとの意見が見られるが、都道府県の積極的な関与が望まれる。

都道府県の取組状況

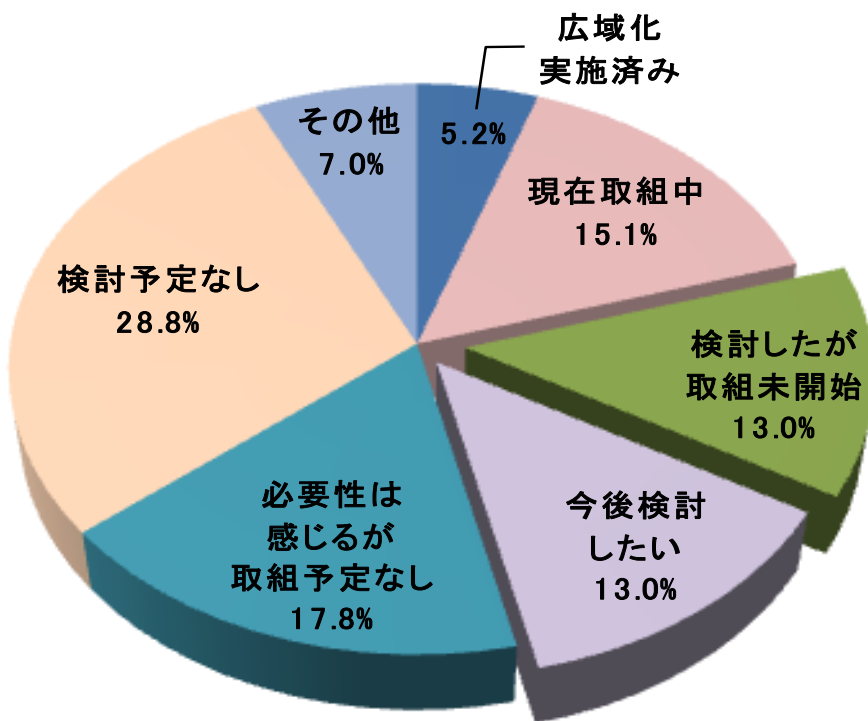


広域化に向けた検討状況(水道事業体アンケート)

- 広域化に向けた検討を行ったが、具体的な取組み開始に至っていない事業体が1割程度いる。
- その理由としては、広域化に対する考え方や利害の相違、事業体間格差の解決が図れないことが主な課題となっており、課題解決のためには、都道府県の関与や牽引に期待が寄せられている。
- また、「今後検討したい」とする事業体では、主体的な検討が難しい状況が見られるため、首長等のリーダーシップや、調整役・推進役としての都道府県の介在が望まれる。

広域化に向けた検討(取組)状況

水道事業体へのアンケート結果(平成27年1月調査)

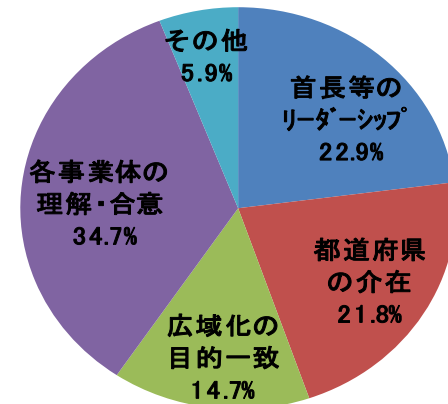


取組み開始に至らない具体的な理由

- 考え方や利害の相違
 - ・広域化に対する認識の差(切迫感が希薄、危機意識欠如等)
 - ・利害や目的が一致しない
- 事業体間の格差
 - ・料金格差のため統一が図れない 等
- その他
 - ・簡易水道の統合に取組中のため、検討する余裕がない

今後検討したいとする事業体が検討を進める上で重要と考える点

- 担当者の検討では、利害・思惑が衝突し、検討が進まないため、首長等のリーダーシップが必要
- 主体的な検討が難しいため、都道府県や中心的な水道事業体の調整・推進役としての関与に期待



水源別の水道事業者の経営状況(都・政令市を除く)

- 自己水源(ダム、表流水、その他)を持つ水道事業者に比べ、用水供給事業者からの「受水」を主たる水源とする末端給水事業者の経常損益率は、5.5%と低位にとどまる一方で、用水供給事業者の経常損益率は11.9%と、最も高い水準にある(給水収益－給水原価も9.4%と最も高い利益水準にある)。
- 用水供給事業者と末端給水事業者が統合することで、上記の乖離が解消し、より健全な状態で経営を行える事業者数が増加することが見込まれる。

(百万円、%)

水源	ダム		受水		表流水		その他		用水供給		
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	
事業者数	93		389		214		565		73		
給水人口(人)	128,380		88,387		64,921		39,252		1,035,223		
10m3当たり料金(口径13mm)	1,589		1,555		1,659		1,378		0		
総職員数(人)	51		25		27		13		54		
職員1人あたり給水人口(人)	2,513		3,522		2,399		3,045		19,050		
平均年齢	44.5		45.0		44.8		44.0		44.2		
基本データ	営業収益	2,653	100.0	1,753	100.0	1,300	100.0	702	100.0	5,485	100.0
	給水収益	2,555	96.3	1,665	95.0	1,251	96.2	675	96.1	5,455	99.5
	受託工事収益	13	0.5	13	0.8	6	0.5	5	0.7	5	0.1
	その他の営業収益	85	3.2	74	4.2	43	3.3	23	3.2	25	0.5
	経常費用	2,607	98.2	1,731	98.8	1,222	94.0	681	97.0	4,951	90.3
	給水原価	2,556	96.3	1,715	97.8	1,213	93.3	675	96.1	4,942	90.1
	受託工事費用	15	0.6	15	0.9	7	0.5	5	0.7	5	0.1
	その他経常費用	35	1.3	2	0.1	2	0.2	1	0.2	5	0.1
	給水収益－給水原価	△ 1	△ 0.0	△ 49	△ 2.8	38	2.9	0	0.0	513	9.4
	営業外収益	194	7.3	75	4.3	55	4.3	39	5.5	117	2.1
	国庫・県補助金	8	0.3	4	0.2	2	0.2	0	0.1	14	0.3
	他会計補助金・負担金	87	3.3	30	1.7	26	2.0	20	2.9	60	1.1
	その他営業外収益	100	3.8	41	2.4	27	2.1	18	2.5	44	0.8
	経常損益	241	9.1	96	5.5	134	10.3	60	8.5	651	11.9
	特別利益	13	0.5	6	0.3	4	0.3	3	0.4	7	0.1
うち他会計繰入金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
特別損失	14	0.5	8	0.5	11	0.8	5	0.7	26	0.5	
純損益	240	9.0	94	5.4	127	9.8	58	8.2	632	11.5	



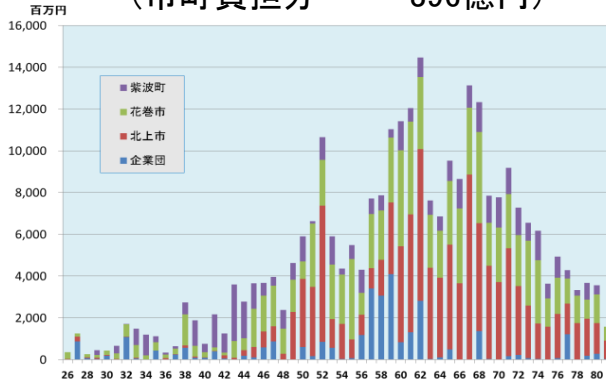
図表 主な水源別平均値 末端給水事業者の損益状況(都・政令市を除く)

(出典: 日本政策投資銀行「わが国水道事業者の現状と課題」[最終報告] (平成27年8月))

垂直統合型の事業面・経営面の効果(岩手中部地域)

① 施設再構築(ダウンサイジング)による事業費の縮減により、供給単価の高騰を抑制

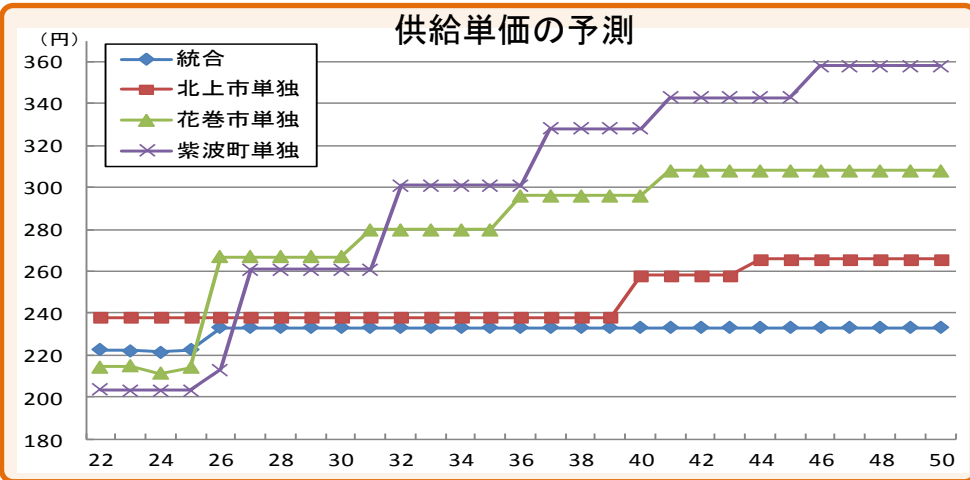
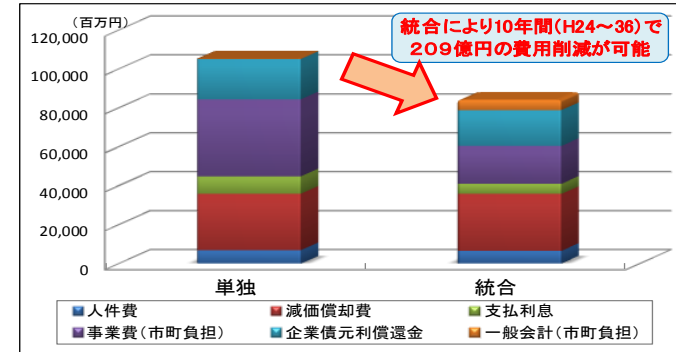
単独更新等費用 402億円
(市町負担分 396億円)



統合に伴う施設再構築
(新浄水場建設、バイパス管整備等)



統合後の更新等費用 415億円
(市町負担分 194億円)

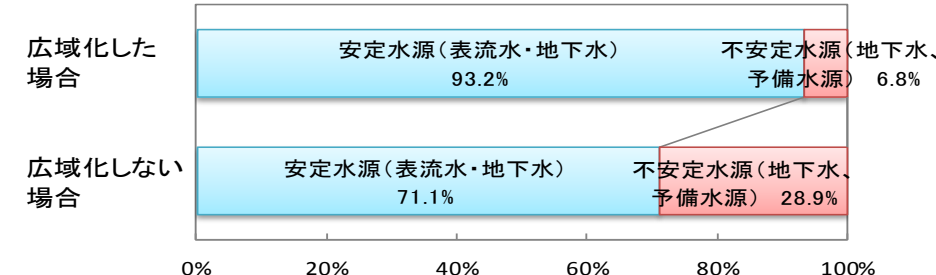


- ▶ ダウンサイジングにより全体の原価が下がるために、水道料金の値上げ幅を抑制できる。
 - ・補助金の活用による負担額の削減(202億円)
 - ・支払利息の削減(37億円)
 - ・効率的な運用による維持管理費等の削減、等
- ▶ 資金力の確保が図れ、集中投資が可能になるなど、事業計画が柔軟に執行できる。

② 水資源の共有化による不安定水源の廃止

- ・不安定水源である地下水源を廃止することで、管理費及び更新費用を削減できる。

水源の安定化



③ プロパー職員の確保による技術基盤の安定化